■　食品衛生法違反者の公表について　　健康・医療情報

問い合わせ　葛飾区保健所　生活衛生課　電話 03-3602-1242

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号)。以下「法」という。）第 69 条の規定により、葛飾区が食品衛生法違反者に対し、不利益処分を行った件について、以下のとおり公表します。なお、公表内容については、公表日から、原則として 7 日間経過後に削除しております。

飲食店営業者に対する不利益処分

公表年月日	令和８年 10 月 30 日
業種	飲食店営業
営業者氏名	今井健太
施設の名称	串焼き本舗亀有店
営業所所在地	東京都葛飾区亀有三丁目 30 番２号
主な適用条項	※法第６条第３号違反のため法第 55 条第１項を適用
行政処分を 行った理由	食中毒
行政処分の内容	令和８年 10 月 30 日から同年 11 月 4 日までの営業停止命令
備考	原因食品　令和８年 10 月 11 日に当該施設で調理提供された鶏刺しを含む宴会コース料理 病因物質　カンピロバクター 患者数　11 名

※　当該営業者は、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号）附則第２条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができるとされた者であるから、当該営業者に対する不利益処分については、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）第２条の規定による改正前の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）を適用する。